

各自の自主権を侵害する事なく、且つ、意見の完全なる一致を見ない限りは、合同への最  
後の決定を保留すること、無難、自由だと考へます。

(二) 無難とする事、がむしやりに、若しくは、い、加減に便宜主義的に行つて、さう  
とするものでは決してありません。相互の同志的信頼に立脚する充分なる寸、を、  
したいと、考へてゐるものであります。

(三) この懸案に於いて諸派は、其々の考へた、款等の目的の公在ものでありますから、も  
し、いづれの案に異論があらましたら、新同盟結成準備会の各委員会に於て充分に議論を  
討論したいと思ひます。

— 以 上 —